時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料(前金)

	一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行	二付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄送に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信は通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

新内閣と官吏登庸法

官吏登庸試驗規則の不都合なるは屢々我輩の論じたる所にして前内閣にては之に改正を加へ若くは全廢す可しとの議論ありし由聞せしが未だ其實行を見るに及ばずして更迭したり新内閣にては之を如何す可きやを知らざれども元是れ明治十八年末の官制改革に際し撰欽を精くするの旨意を以て始めて制定したるものなれば今日に至りて當局者が果して其不都合なるを發見したらば斷じて之を改正し若くは全廢するに吝ならざる可しと我輩の窺に信ずる所なり如何となれば精撰の旨意みな大切にして規則の條文は其手段たるに過ぎざればなり案ずるに右の試驗法に對する非難の點は一にして足らず郡長の如き管内の德望を重しとする者、秘書官の如き大臣の信用を主とする者に向ても一樣に試驗法の體形を適用したるみと、或は官立學校乃至特別認可學校出身の外は如何に學力ありとても試驗に應ずるの責格なしと定めたるみと等は最も世論を動かしたる所なれども我輩を以て見れば一々その細目を問ふに遑あらず特別の技術を要するものを除き其他一切の行政官を撰致するに唯學問の試驗のみを行ふは却つて之が爲めに必要の才能を杜絶するの害あるを認むる者なり論者或は曰く今の政治は所謂法治主義の政治にして昔の如く簡易なるものに非ず故に事に當て諸般の關係を詳にし事措豈然たらしめんと欲するには法理に通じ政學に明ならざる可らざるは勿論都て規則正しき學校の學問を修めて規則正しき思想を養ひ得たる者に非されば不可なり云々とて試驗法廢す可らざるの最大理由として主張する者あれども未だ感服するに足らず抑も政治の主義は其法治たると德治たるとに論なく要するに世務人事を措辨するに外ならず之を措辨するに法律規則を入用なりと云ふと雖も主とする所は世務人事にありて法律規則は正に之が客位にあり法律規則の順序によりて世務人事を强制するか、世務人事の利害に省みて法律規則を運用するか、其得失は辨を俟たずして明了ならん今の試驗法なるものは即ち法律規則の順序を重ひたる記憶力を試るの器械にして世務人事の利害を察すべき才能を驗するの方法に非ず或は活才を驗するの方法なきが故にセメテは死學を試むるの器械を置かざる可らずと云ふ歟、世に才學兼備の人甚だ多からざるを事實とすれば孰れか一方に重きを置かざるを得ざる譯なるに然るに登庸試驗法は行政官に第一要なる活才を試るに足らざれば死學を重んずるが爲めに却て活才を棄つるものと云ふ可し更に活眼を開て人事を視れば行政も亦是れ一種の學術にして之を教育するには政府と名くる大學校あり故に後進の小吏小官輩が此大學校中に教育せられ其活學の漸く進歩するに從て漸く之を登庸すれば隨て教育し隨て試驗するの姿にして始めて撰欽を誤るみとなきを得べし學問は學校の教育に限ると信じて其みを信するの弊、遂に水石同樣の死學者を用ひて之に活事業を授るが如き學校教育の奴隷と云ふ可きのみ

又一方より見れば當初試驗法設定の旨意に撰欽を精くすとありしは必ずしも法理政學等の多讀を要したるに非ず彼の封建的天保老人の輩が情實に爛授して濫に官邊に入るを避けんと欲したるの意味もある可し天保老人中自から秀才用ふ可き者少なからざれども概して近時の學問教育に乏しくして共に日進の政務を與にするみと難きが故に拙みを試驗法を設くるの議も忽ち一決して餘勢延いて彼の如き極めて窮屈不都合なる條文を見るに至りしみとならんか、時勢の必要、今より深く咎む可らざるに似たりと雖も近頃の官吏候補者は當時憂慮したる程の老成にあらず一方には文明教育の大勢に追はれ一方には生存競爭の劇烈なるに迫られて濟々たる多士無爲に苦むの場合なれば官途の如き之を自由競爭に一任するときは得難き俊材を得るの望みそれ決して不活潑不能力に當惑するみとなかる可きは萬々保證して疑はざる所なり殊に例の爛授濫入して冗員を增加するの掛念に至ては官制の現存するあり毫も以て念とするに足らざるみとなる可し

右の外試驗法に伴ふ弊害を枚擧すれば殆んど驚く可き事さへあり又種々の事例に徵して言ふ可き廣も多しと雖も我輩は大體上より死學を驗するの器械を使用して却て活才を失ふの非を論じ併せて時勢の變遷を略記して新内閣英斷の料に供するのみ

雜報

○小包郵便法實施費の支出方に就き 兼ても記せし如く來る十月一日より全國府縣廳所在の地及び監督郵便局の所在地等總て五十箇所許りに小包郵便物送達の業を開始せんが爲め來年三月三十一日迄に六箇月間の費用として金四十三萬圓を第二豫備金又は國庫剩餘金の中より支出せん事を過日遞信省より大藏省へ要求せしも大藏省は之れに對して五萬圓位ならば豫備金の中より支辨す可きも其他は支出するみと能はざる旨を返答し且つ右四十餘萬圓は當二十五年度の追加豫算として來る十一月の議會に提出し其協賛を得て直に實施する事と爲したる方得策なる可しとの助言を與へたる趣きなるが斯く大藏省が右の要求を容れざる所以は成程郵信省の云ふが如く此費用は法律の結果として生ずるものには相違なきも小包郵便法中には確漠然と來る十月より實施するとあるのみにて全國中何處々々何十個所に之を實行す可しとの明條あらざれば同法に對する政府の責にても唯此業を開きさへすれば同法に對する政府の責務は濟む筈なれば先づ此度は五萬圓の支出に止め置き次期の議會の協賛を得て大に之を擴張する事と爲すべし

○剩餘金處分の議起らん 當二十五年度の豫算によれば凡そ五百餘萬圓の餘分を生ず可く之れに前二十四年度の剩餘金八百餘萬圓を加ふるときは當年度の終り即ち來年三月の末には總て一千三百餘萬圓の剩餘を國庫に見る可き筈なれば今度二十六年度の豫算を調製するには必ず此處分方を調定せざる可からざる次第なるが過般第三議會に於て右剩餘金の處分と多少の關聯を有する議案即ち監獄費國庫支辨案、軍艦製造費、製鋼所設立費及び地租整減、地價修正等の諸件が虚棄又は消滅したりければ當局者中に斯く年々剩餘金を空しく國庫中に積み置くは極めて遺憾なるに依り已むくんは之を以て高利の公債を償却せんとて既に其議案を製して議會に提出せんとの考案を起したる事もありたる由なれども又此進歩競爭の世運に際し國家の起す可き新事業多くして急須なる費途の夥多なるに當り不急の公債を償却するなぞ〜は如何にも國家の前途に取りて得策ならず殊に我國の公債は國家の經濟に割合して甚だ多かり且つ既に年々二千萬圓位づゝ償却して凡そ三十箇年の後には全く償還し盡す可き方法も定り居る事なれば今俄に之を償却するは極めて無用なりとの事よりして遂に之れを思止りたる趣きなりしが今度の新内閣は諸元勳の出揃分方に附きては方案を起て〜議論には頗に待ち居るの内閣は是非とも考察して如何する可らず斷じて可らずと意氣込する問題の閣議

○板垣伯の一行は左の如し

八月十二日 板垣總理の一行開く鳥來二千つて愚親會を日町に赴く筈八月十三日 板垣總理の一行ね十日町に向なり

○星氏の演説、は一個の自由黨々に政談演説會も國民協會を攻の寃を雪ぐ形遊説も或は首尾を聞くに星氏は國民協會を攻鼻を開かし呉んの組織と共に政早風前の燈火勢を見ても知るく地方人民中に府に緣なしと云あらざるなりと的の人物及び保民協會に心を寄之に之を賛成し去事と爲したる方得策なる可しとの助言を與へたる趣きなるが斯く大藏省が右の要求を容れざる所以は成程郵信省の云ふが如く此費用は法律の結果として生ずるものには相違なきも小包郵便法中には確漠然と來る十月より實施するとあるのみにて全國中何處々々何十個所に之を實行す可しとの明條あらざれば同法に對する政府の責にても唯此業を開きさへすれば同法に對する政府の責務は濟む筈なれば先づ此度は五萬圓の支出に止め置き次期の議會の協賛を得て大に之を擴張する事と爲すべし

○板垣伯の一行は左の如し

八月十二日 板垣總理の一行開く鳥來二千つて愚親會を日町に赴く筈八月十三日 板垣總理の一行ね十日町に向なり

○星氏の演説、は一個の自由黨々に政談演説會も國民協會を攻の寃を雪ぐ形遊説も或は首尾を聞くに星氏は國民協會を攻鼻を開かし呉んの組織と共に政早風前の燈火勢を見ても知るく地方人民中に府に緣なしと云あらざるなりと的の人物及び保民協會に心を寄之に之を賛成し去事と爲したる方得策なる可しとの助言を與へたる趣きなるが斯く大藏省が右の要求を容れざる所以は成程郵信省の云ふが如く此費用は法律の結果として生ずるものには相違なきも小包郵便法中には確漠然と來る十月より實施するとあるのみにて全國中何處々々何十個所に之を實行す可しとの明條あらざれば同法に對する政府の責にても唯此業を開きさへすれば同法に對する政府の責務は濟む筈なれば先づ此度は五萬圓の支出に止め置き次期の議會の協賛を得て大に之を擴張する事と爲す

時三十一分、五時九分、八時四十六分○(上り) 午前七時十九分、十時五十六分●(下り) 午前八時四十分、九時十五分、午後四時十四分、六時三十一分○(小山) 午前五時十分、七時十分、十時十分、午後二時十分、六時△(佐野) 午前七時十分、十時十分、午後二時四十分、六時△(佐野)●(小山) 午前六時十分、十時二十分、午後二時十分、四時十分、六時△(佐野)●(小山) 午前七時十分、十時十分、午後二時四十分、六時△(佐野)●(小山) 午前八時四十二分、午後零時三十二分、四時十二分●(大戸) 午前八時四十二分、午後零時三十二分、四時十二分●(大戸)

○上野青森間十錢車時刻(秋田)(下り) 午前六時三十五分、午後一時十五分、五時十五分●(高田)(下り) 午前九時四十七分、午後一時七分、四時三十二分、七時五十二分○(上り) 午前七時十四分、午後一時三十分、四時十五分、五時十九分、五時十五分●(宮城) 午前七時、午後一時十五分、五時十五分

○水戸線(小山)(下り) 午前六時十五分、午後一時十分、五時十分、●(小山)(上り) 午前七時十分、十時十五分、午後二時十分、四時十五